

第53回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	令和7年12月23日		
場所	参議院第二別館東棟1階 会計課会議室		
出席委員氏名	委員長	桑原 勇進（上智大学法学部 教授）	
	委員	小西 杏奈（専修大学経済学部 准教授）	
	委員	松石 滋樹（公認会計士）	
審査対象期間	令和7年4月1日～令和7年6月30日		
抽出案件	5件		
一般競争入札	3件	契約件名	本館2号昇降機設備改修その他工事
		契約相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社
		契約金額	235,400,000円
		契約締結日	令和7年6月10日
	契約件名	「次期会議録速成システム」及び「次期参議院インターネット審議中継システム外4Webシステム」に係る基本的調査業務	
	契約相手方	東日本電信電話株式会社	
	契約金額	10,989,000円	
	契約締結日	令和7年4月1日	
	契約件名	参議院各インターネットホームページのコンテンツ作成等業務	
	契約相手方	株式会社ソービック	
	契約金額	1,095,875円	
	契約締結日	令和7年4月1日	
随意契約	2件	契約件名	押しボタン式投票装置点検保守
		契約相手方	三菱電機株式会社
		契約金額	26,755,300円
		契約締結日	令和7年4月1日
	契約件名	経済マクロモデルメンテナンス業務	
	契約相手方	公益社団法人日本経済研究センター	
	契約金額	7,692,108円	
	契約締結日	令和7年4月1日	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり

委員会による意見 の具申又は勧告 の内容	(対象契約はいずれも妥当なものと認められた。)
----------------------------	-------------------------

(別 紙)

意見・質問	回 答
<p>① 報告事項</p> <p>上村会計課長から、審議対象事案について口頭報告を省略し、既に配付済みである旨報告があった。報告文の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に15件、会計課分に19件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>会計課分に1件の該当があった。</p> <p>(4) 談合情報への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p>② 抽出結果の報告</p> <p>抽出委員の小西委員から、審議対象期間に締結した108件の契約のうち、一般競争入札から3件、随意契約から2件、抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p>【抽出事案】</p> <p>A. 本館2号昇降機設備改修その他工事 一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]</p> <p>B. 押しボタン式投票装置点検保守 随意契約方式（特命随意契約）[役務]</p> <p>C. 「次期会議録速成システム」及び「次期参議院インターネット審議中継システム外4Webシステム」に係る基本的調査業務 一般競争入札方式（最低価格落札方式）[役務]</p> <p>D. 参議院各インターネットホームページのコンテンツ作成等業務 一般競争入札方式（最低価格落札方式）[役務]</p> <p>E. 経済マクロモデルメンテナンス業務 随意契約方式（公募型方式）[役務]</p> <p>事案Aは、仕様書を作成する際に3社から意</p>	

見聴取をしているが、実際には1者応札となった経緯を確認したい。また営繕課・電気施設課の審議対象期間内の案件の中で突出して契約金額も高く、落札率も98.4%と比較的高い。

事案Bは、随意契約（特命随意契約）である。これが（特命）随意契約に至った経緯を確認したい。加えて、これは例年契約であるが、過去の契約はどのように行われていたのかも含めて確認したい。

事案Cは、1者応札案件であり、かつ低入札価格調査案件（39.9%）である。1者応札となった経緯・原因と低入札価格調査の結果問題がないと判断した理由、加えて、予定価格と入札価格に大きな差が生じた経緯・原因を確認したい。

事案Dは、落札率が28.5%と著しく低いにもかかわらず低入札価格調査が行われていないが、調査を実施しなかった経緯を確認したい。また予定価格の妥当性も確認したい。

事案Eは、随意契約（公募型方式）であり、公募の際は参加意思確認書の提出者がなかったようであるが、その要因は何か。また、最終的に契約を締結した団体が最も適当であると認めた理由、契約保証金を免除とした理由及び契約価格の妥当性について確認したい。

③ 抽出事案の審議

委員から関係部署に対し質疑を行った。主なやり取りは以下のとおりである。

A. 本館2号昇降機設備改修その他工事

一般競争入札方式（総合評価落札方式）[工事]

① 1者応札となった経緯について確認したい。

今回入札に参加しなかった業者に理由をヒアリングしたところ、専任の技術者を本工事に配置することが困難であること、また既に他契約で受注している機器の製作が多数あり、納期が間に合わないということであった。

② 設置工事を行った業者の技術やノウハウを継承している業者が今回落札したと考えるが、今後も同様の事態が予想される。その場合、価格及び品質の妥当性を検討すべきである。例えば衆議院のエレベーター工事の価格を比較検討することは可能か。

衆議院の同種工事との比較は可能ではあるが、実際の劣化具合等に差があり、条件付きの比較となるだろう。また、予定価格の積算方法などは開示されていないため、妥当性について細かく比較することは難しい。

(②の回答を受けて)

比較検討する方法がないと妥当性については議論できない。全く同じ事例は無いことは理解するが、参考事例として用意いただきたい。

次回以降対応する。

③ 競争参加資格にある要件は適切か。技術者確保のため要件を見直すことは検討しているか。

「会社の要件」のうち施工能力については、一般的な規模のエレベーター工事の実績を要件にしており、今回改修するエレベーターと同様の積載量である。「技術者の要件」については、必要最低限と認識しており、これ以上緩和することは難しい。

④ 本工事は入札公告から開札までが約2か月間となっており、これは一般的な民間工事のスケジュールに比べ相当タイトだと思われる。民間工事であれば1年以上前から工事予定が決まっており、技術者の確保につなが

本事案の入札のスケジュール自体は、一般的な省庁等と比べ長めであると考えられる。また従来から入札公告以前に工事の発注見通しを本院のホームページに掲載するなど、情報を発信している。

っている。本工事のスケジュールでは技術者に余裕がある業者しか参入できない。技術者不足で入札しなかった業者は、今よりも長いスパンの発注案内を行えば参加できたのではないか。

B. 押しボタン式投票装置点検保守

随意契約方式（特命随意契約）[役務]

- ① 本事案が特命随意契約となった経緯について確認したい。

(①の回答を受けて)

本事案のように設備改修の事業者と保守の事業者が同一になることはある程度予定調的であると考えられ、契約金額にも影響してくることは予測できる。本事案に限ったことではないが、設備導入や改修に関与していない事業者と経験のある事業者とでは見積価格に差ができてしまうと考えるが、客観的に判断するための予防策はあるか。

- ② 本事案は単年度契約と承知しているが、契約金額に変動はあるか。

- ③ 単年度契約とする理由について伺いたい。

本契約の相手方は令和3年度に本設備の制御部の改修工事を行った事業者であり、システムについて熟知している。また、本会議の前日及び当日に各種点検作業を行い、障害が発生した際には迅速に原因を究明し機能を復旧する必要がある。以上のことから本事業者以外には本業務を行うことができないと判断し随意契約となった。

本事案は随意契約のため他者の見積りは取っていない。なお、令和3年度の改修工事では一般競争入札を行った。

平成26年度から令和6年度までは同価格であったが、令和7年度はインフレ等の影響で増額となった。

予算の編成上、複数年契約を結ぶ場合は国庫債務負担行為となるが、例えば、複数年契約を締結した後、契約期間の途中で本設備（押しボタン式投票装置）を使用しない決定が本院においてなされた場合、残りの期間は違約金が発生する。このようなリスクを避けるため単年度契約を継続している。

④ 来年度以降も同事業者と特命随意契約を行うのか。また今後、インフレ等の影響で契約金額が年々増額していくことも考えられるか。

**C. 「次期会議録速成システム」及び「次期参議院インターネット審議中継システム外4 Webシステム」に係る基本的調査業務
一般競争入札方式（最低価格落札方式）[役務]**

① 本件は低入札価格調査の対象となっている。落札率 39.9%で問題なかったと判断した理由を説明いただきたい。

② 競争が起きにくい案件では、適正な予定価格の設定がより重要になる。事前に徴取している見積価格の適正性について、どのように考えるか。

③ 1者応札になった理由をどう考えるか。

本業務の性質上、本会議の議事運営に支障を来すことのないよう事業者の確保は重要である。また、予算要求の段階で事業者から取得する見積金額に対する妥当性の検証などを実施し、適切に対応することとなる。

本件は入札の結果、低入札価格調査の対象となったが、事業者から提出された資料を検討し、契約内容に適合した履行が可能であると判断した。その主な理由は①仕様書を満たす履行体制が整えられていること、②本業務に関連する業務実績を多数有しており、ノウハウを活用し工数の見直しが可能であることとともに、当該入札価格は経営戦略によるものであり、履行に問題はないと思われること、③経営状態に問題がないと判断できること、④各種法令違反等がないこと、の4点である。

予算要求時に落札を念頭とした金額の見積書を提出されると、その事業者が応札しなかった場合、入札が不調となるリスクがある。原課としては、適切な見積りなどを参考に予算要求を行い、応札予定者にはその中に入るよう応札してほしいと考えている。入札価格については、1者応札とはいえ適正であると考えている。

入札説明会の時点で、大まかな仕様についての情報を公表している。また応札期間も法定より長く確保しており、応募を阻害するような要素はなかったと考える。ただし実際の応募にあたり現行システム業者に問い合わせないと分からない部分があることなどの理由が、1者応札に影響したところはあるかもしれない。

<p>④ 調査業務を請け負った業者は、その後のシステム導入契約にアドバンテージが生じる。その後の本契約において競争原理を働かせるためには、どのようにしていくつもりか。</p> <p>⑤ 本業務の請負業者であるNTT東日本株式会社について、調達支援業務への応札制限ルールはあるか。</p>	<p>本件基本的調査業務の報告書はあくまで今後のシステムの在り方についての方針であり、当該報告書以外の部分についても設計が必要となる部分がある。次期会議録速成システムの仕様書作成等には調達支援業者が関与するので、本件基本的調査業務の請負業者が有利になるとは考えていない。次期システムは次期インターネット審議中継システムに合わせた設計が必要になるため、現行業者以外の業者が有利になる可能性もある。</p> <p>調達支援業務を応札することは可能だが、調達支援業務を請け負った業者は、当該システムの実際の構築や運用に係る調達には参加できないことを仕様書で定めることとしている。したがって、NTT東日本株式会社が調達支援業務を応札又は落札した場合、当該システムの調達に係る入札に参加できないことになる。</p>
<p>D. 参議院各インターネットホームページのコンテンツ作成等業務 一般競争入札方式（最低価格落札方式）[役務]</p> <p>① 落札率が低い理由と予定価格の妥当性を確認したい。</p> <p>② 本件と同様の契約はこれまで例がなかったのか。同じような業務での契約があれば予定価格の参考にできたのではないか。</p> <p>③ 見積書の単価の妥当性は確認できるのか。</p>	<p>まず、抽出理由にあった低入札価格調査が行われなかった理由は、本調達の予定価格が予算決算及び会計令第84条で定める価格（1,000万円）を超えていなかったことによる。</p> <p>本件は応札業者から事前に徴取した見積書等を参考に予定価格を算出しているところ、見積額と入札額に乖離があったことから、結果として落札率が低くなったと考える。</p> <p>本件業務は複数年にわたる実績はあるが、人件費の高騰などもあり、過去の落札金額を必ずしも参考にできないと考えている。</p> <p>本件業務は、業務量が政治情勢に左右されるという事情がある中で、その手間と利益をどのように勘案して単価を設定しているのかは各</p>

<p>④ 見積りや入札内訳を見ると、業者により単価があまりにも違う。なぜここまで差があるのか、どのような工数でこの数字になっているのか、原因究明する必要があるのではないか。</p> <p>(④の回答を受けて)</p> <p>ある項目で1者だけ高額になっているような場合は、次回入札のためにもその理由を確認すべきと考える。</p> <p>⑤ 作業量・内容に対する業者の費用積算の妥当性は確認できるのか。</p> <p>⑥ 結果的に契約内容や金額は妥当なところに落ち着いていると考えられる。見積りを取り、予定価格を立てる過程を効果的に進めるための手立てを検討すべきなのではないか。</p>	<p>業者によって異なるものであり、本院で正確に把握できるものではないと考えている。</p> <p>業者に単価設定について理由を確認することは、検討の余地があると思う。一方で、仮に企業努力によって低価格が実現していた場合、単価が低いからといって理由書を提出させるなどすると、かえって翌年から入札に参加するハードルが高くなってしまうリスクもあるので、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>必要な作業量や内容から推測すると、決して単価が高いとは考えていない。</p> <p>公表されている労務単価等を利用して、見積書の単価の妥当性を判断できる場合にはそういった確認を行っている。</p>
<p>E. 経済マクロモデルメンテナンス業務 随意契約方式（公募型方式）[役務]</p> <p>① 公募の際、参加意思確認書を提出した業者がいなかった理由をどのように考えているか。</p> <p>② この業者と契約するのは何年目か。</p> <p>③ 本業務の内容は、毎年データの更新に合わせて経済マクロモデルをアップデートし、試算結果などを提出させる、というようなものか。</p>	<p>仕様に応えられる、あるいは参加要件を満たす業者がいなかったことによるものであると考える。</p> <p>この業務が始まって以来、単年度契約で20年以上契約している。</p> <p>試算結果などの提出は業務に含まれず、経済データの1年毎の更新を踏まえ、経済マクロモデルを維持することをメンテナンス業務として行っている。</p>

<p>④ 経済マクロモデルシステムは参議院の中でどの程度活用され、維持する必要性があるものなのか。</p> <p>⑤ 大変重要な契約であることは理解した。内閣府モデルと試算結果が異なっても、その結果に遜色のない信頼性が要求されるのであれば、同レベルの予算もかけられていてしかるべきなのではないか。この契約金額が妥当であるかどうかの検証はどのように行っているか。</p>	<p>恐らく府省庁のマクロモデルの活用として代表的な例と思われる、政府が年2回発表している中長期財政試算は、内閣府計量分析室のマクロモデルで計算されている。しかし、このモデルはあくまで政府が見通しとして使うことが前提となっており、部外者は操作できず、試算も受け付けていないと聞く。内閣府のモデルを使用し経済対策の効果を測り、国会で評価・検証することが難しい状況にあるため、立法府として定量的に経済財政政策の評価・検証を行うための独自モデルを構築した歴史がある。</p> <p>国会審議の流れとして、経済財政政策が取り上げられる状況が増える中、議員自ら政府の政策の評価をしたり独自の案を提示したりする際に、政策効果の定量的な分析は不可欠となっている。</p> <p>使用頻度については、国会審議では本院のモデルを用いた政策効果の試算がたびたび取り上げられており、定量的な数値を示すことで審議の充実に大きく寄与していると考えている。</p> <p>モデルの質は予算に比例するものではないと考える。</p> <p>内閣府モデルと参議院モデルは構築の考え方が異なっているが、そもそも目的により、適したモデルが異なるものであり、信頼性といった点については、恐らく経済マクロモデルの対比の際にそのような考え方はないものと思われる。</p>
--	---